

平成 30 年 10 月 1 日現在

個人情報の取扱いに関する同意事項

申込人（借主）、連帯保証人および担保提供者（予定者を含みます。以下、「申込人等」といいます。）は、三井住友信託銀行株式会社（銀行代理業者 住信 SBI ネット銀行株式会社）（以下、「銀行」といいます。）に申込人が借入申込（以下、「この申込」といいます。）を行うにあたり、申込人等の個人情報の取扱いに関して以下の各条項を確認し、その内容について同意いたします。なお、この申込に基づき契約が成立した場合の取扱いについても同様に以下のとおり同意します。

ただし、担保提供者（連帯保証人を兼ねている場合を除く）には、第 2 条、第 3 条の条項は適用されません。

第1条 銀行の個人情報の利用目的

申込人（借主）、連帯保証人および担保提供者（以下「申込人等」といいます。）は、銀行が個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、申込人等の個人情報を次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

1. 業務内容

- (1) 金銭信託、金銭信託以外の金銭の信託、年金信託、団体信託、財形信託、公益信託、特定贈与信託、証券信託、従業員持株信託、金銭債権信託、不動産信託、動産信託等の信託業務
- (2) 信託契約代理業務、信託受益権売買等業務、証券代行業務、相続・遺言業務、会計の検査、財産の取得・処分または賃借の代理事務、公社債もしくは株式の元利金または配当金支払の取扱い業務、債権取立の代理事務、債務の履行、不動産の仲介、分譲、鑑定、管理、等の併營業務
- (3) 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- (4) 公共債・投資信託の窓口販売業務、保険の窓口販売業務、金融商品仲介業務、社債業務等、法律により信託銀行が営むことができる業務およびそれに付随する業務
- (5) その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

2. 利用目的

銀行及び銀行の関連会社や提携会社の金融商品、信託商品およびサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。ただし年金業務、団体信託業務、証券代行業務

等、企業、団体等から委託を受けて、その従業員、構成員、退職者、株主等の個人情報を取扱う場合には、それぞれの委託契約の内容等に従い、各受託業務を遂行するためそれらの個人情報を必要な範囲に限定して利用いたします。

- ①各種金融商品、信託商品およびサービスの申込、相談の受付のため
- ②各種金融商品、信託商品およびサービスに関する各種ご提案のため（ダイレクトメールの発送を含む）
- ③犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品、信託商品およびサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ④預金取引、融資取引、信託取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ⑤融資等のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑥適合性の原則等に照らした判断等、金融商品、信託商品およびサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑦与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑧他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑨申込人等とのご契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑩市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品、信託商品およびサービスの研究や開発のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬経営上必要な各種リスクの把握及び管理のため
- ⑭その他、銀行の業務において申込人等とのお取引・ご契約（信託契約、委託契約等を含む）を適切かつ円滑に履行するため

なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

具体的には以下のとおりです。

- 銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた申込人等の借入金返済能力に関する情報は、申込人等の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

第2条 個人信用情報機関の利用等

1. 申込人等は、銀行が加盟し利用する個人信用情報機関ならびに同機関と提携する個人信用情報機関に申込人等の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
2. 銀行がこの申込に関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、申込人等は、その利用した日およびこの申込の内容等が同機関にそれぞれ定める期間登録され、同機関および同機関と提携する個人情報信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は、各機関のホームページに掲載されております。なお個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（銀行ではできません。）
 - (1) 銀行が加盟する個人信用情報機関
 - ①全国銀行個人信用情報センター
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
Tel : 03-3214-5020
 - ②株式会社日本信用情報機構
<https://www.jicc.co.jp>
Tel : 0570-055-955
 - (2) 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関
株式会社シー・アイ・シー
<https://www.cic.co.jp>
Tel : 0120-810-414

第3条 個人信用情報機関への登録等

1. 申込人等は、この申込（この申込に基づく契約が成立した場合は、その契約および返済状況等を含む）に関して、下表の個人情報（その履歴を含む。）が、銀行が加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員にて自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。

(1) 全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	この申込による契約の契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行もしくは保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日およびこの申込による契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2) 株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	契約継続中及び契約終了後5年以内
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約継続中及び契約終了後5年以内
債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から1年以内
この申込に基づく個人情報（本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報）	照会日から6ヶ月以内
日本貸金業協会に貸付自粛依頼を申し入れたことを表す情報、その他の本人申告情報	登録日から5年間

報等	
----	--

2. 申込人等は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人情報情報機関は第2条第3項に記載のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（銀行ではできません。）

第4条 個人情報の第三者提供

1. 親族への提供

- (1) 申込人等は、この申込に基づく契約が成立した場合について、申込人等がローン契約書に定める期限前の全額返済義務規定に定める事由に該当し、申込人等の親族等から弁済等のため当該個人情報の開示を求められたときは、銀行が当該個人情報を申込人等の親族等に提供することに同意します。
- (2) 申込人等は、この申込に基づく契約が成立した場合、銀行が電話等により申込人等に対し催告・督促・通知をするにあたり、申込人等の所在の確認が困難と判断された場合は、遅滞している債務等の内容について申込人等の親族等に対して開示することに同意します。

2. 不動産鑑定士や司法書士等への提供

- (1) 申込人等は、銀行および住信SBIネット銀行が必要に応じて住信SBIネット銀行指定の外部不動産鑑定士等にこの申込にかかる不動産の評価を依頼することおよび現地調査を行うことに同意します。
- (2) 申込人等は、担保物件の抵当権設定等を行うために、銀行および住信SBIネット銀行が必要に応じて住信SBIネット銀行指定の司法書士等に登記を依頼することに同意します。

3. 債権譲渡

- (1) 申込人等は、この申込に基づく契約が成立した場合は、当該契約による債権が債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することに同意します。
- (2) 申込人等は、前号の債権移転のために必要な範囲内で、申込人等の個人情報が債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等のために利用されることに同意します。

4. 債権回収会社への債権回収委託

申込人等は、この申込に基づく契約が成立した場合は、銀行が「債権管理回収業に関する特別措置法」（平成10年10月16日法律第126号）により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に、当該契約にかかる債権の回収を委託する場合には、申込人等の個人情報と債権回収会社との間で当該契約に関する取引上の判断および債権回収会社における債権管理・回収のために必要な範囲内で相互に利用・提供されることに同意します。

5. 銀行代理業務

申込人等は、この申込（この申込に基づく契約が成立した場合の取引にかかる情報を含む）に関して、申込人等に関する下記情報を銀行と住信SBIネット銀行株式会社との間で、この申込に関する取引およびそれぞれの銀行との貸付取引の管理のために必要な範囲で相互に利用・提供することに同意します。

- (1) 住信SBIネット銀行株式会社に届出ている申込人等に関する情報
- (2) 申込人の返済用預金口座に対する仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたときは、その旨

6. 保険会社への個人情報の提供

(1) 申込人は、この申込に際して加入する団体信用生命保険および就業不能信用費用保険の引受保険会社に対し、保険契約の運営に必要な次の情報を提供することに同意します。なお、今後、申込人の個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き同様に提供されることに同意いたします。

- ① 申込人の属性（氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等）
- ② 融資条件（借入希望総額、実行予定日、借入期間等）
- ③ その他保険契約の運営上必要な情報（相談番号等）

(2) 保険会社における個人情報の取扱い

引受保険会社における保険加入申込者の個人情報の利用目的、取扱いについては、以下URLより確認することとします。

なお、書面により団体信用生命保険および就業不能信用費用保険の申込みをされた場合は、「被保険者のしおり」にて確認することとします。

URL

<https://life.cardif.co.jp/>（カーディフ生命保険株式会社）

*上記URL>TOP ページ内「個人情報の取扱いについて」

<https://nonlife.cardif.co.jp/>（カーディフ損害保険株式会社）

*上記URL>TOP ページ内「個人情報の取扱いについて」

第5条 個人情報の開示・訂正・削除

1. 申込人等は、銀行および第2条第3項で記載する個人信用情報機関に対して、申込人等の個人情報を開示するよう請求することができるものとします。

- (1) 銀行に開示を求める場合には、第9条記載の窓口にご連絡するものとします。
 - (2) 個人情報情報機関に開示を求める場合には、第2条第3項記載の個人情報情報機関にご連絡するものとします。
2. 万一、銀行における登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、銀行は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条 個人情報の利用・提供の停止

1. 銀行は、第1条に規定している利用目的のうち、次の各号については、申込人等から個人情報の利用・提供の停止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとります。
 - (1) 銀行の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内（ダイレクトメールおよび電話、電子メール等によるものを含みます。）
 - (2) 提携会社等の商品やサービスにかかる宣伝物・印刷物の銀行発送物への同封等による送付
2. 前項の利用・提供の停止を求める場合には、第9条記載の窓口にご連絡するものとします。

第7条 不同意の場合

申込人等は、申込人等がこの同意事項の内容の全部または一部に同意しない場合、および書面による同意において申込人等が記載すべき事項を記載しない場合、銀行が借入の申込をお断りする場合がありますことに同意します。

ただし、第6条1項に規定する利用目的での個人情報の利用・提供に同意しない場合でも、これを理由に銀行がこの申込をお断りすることはありません。

第8条 この申込が不成立の場合

この申込による契約が不成立の場合であっても、契約の不成立の理由の如何にかかわらず、この申込にかかる個人情報が利用・提供されることに同意します。

第9条 問合せ窓口

申込人等は、銀行に対する個人情報の開示・訂正・削除の申し出、個人情報の利用・提供の停止の申し出等個人情報に関する問合せについては、下記住信SBIネット銀行カスタマーセンターにご連絡するものとします。

住信SBIネット銀行 カスタマーセンター

〈住信SBIネット銀行に口座をお持ちのお客さま〉

0120-953-895（通話料無料） 携帯電話・PHS:0570-053-895（ナビダイヤル※）

〈住信SBIネット銀行に口座をお持ちでないお客さま〉

0120-974-646 (通話料無料) 携帯電話・PHS:0570-001-646 (ナビダイヤル※)

平日 9:00~18:00 / 土・日・祝日 9:00~17:00

(12月31日、1月1~3日、5月3~5日を除く)

※通話料 20秒 10円 (税抜)

第10条 条項の変更

申込人等は、銀行がこの申込の各条項を法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できることを同意します。

住信SBIネット銀行の住宅ローン取引に関する情報

申込人(借主)、連帯保証人および担保提供者(以下「申込人等」といいます。)が、住信SBIネット銀行株式会社(以下「住信SBIネット銀行」といいます。)から借入れた住宅ローン(以下、「現住宅ローン」といいます。)について、三井住友信託銀行株式会社(銀行代理業者 住信SBIネット銀行株式会社)(以下「銀行」といいます。)に対する借換えの申込みを行う場合には、現住宅ローンに関し、住信SBIネット銀行が申込人等から提出を受けた書類および住信SBIネット銀行が保有している申込人等に関する情報を、借換えにかかる銀行の正式審査および銀行の貸付取引の管理のために必要な範囲で住信SBIネット銀行から銀行に対して提供し、銀行が当該目的でこれを利用することに、申込人等は同意します。

表明および確約事項

申込人(借主)、連帯保証人および担保提供者(以下「申込人等」といいます。)は、三井住友信託銀行株式会社(銀行代理業者 住信SBIネット銀行株式会社)(以下「銀行」といいます。)に以下の事項について、表明を行い、確約をします。

第1条

申込人等は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第2条

申込人等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第3条

申込人等が、第1条各項のいずれかに該当し、もしくは第2条各項のいずれかに該当する行為をし、または第1条の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借入取引を行い、または継続することが不適切である場合には、申込人は、銀行から融資内諾等があった場合でも、借入を受けられず、または銀行から借り入れた後である場合でも、ローン契約に基づき、期限の利益を喪失することがあることに合意します。

以 上